

海外での危機発生時における渡航等に関する方針について

平成 29 年 6 月 6 日
学 長 裁 定
改正 令和 3 年 7 月 5 日

海外での事件・事故、テロ、自然災害、感染症等の危機発生時においては、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報および感染症危険情報）に基づき、学生および教職員の海外渡航（留学・出張等）について次のような方針を定めることとする。

<危険レベル別対応>

レベル 1 「十分注意してください」

当該国および当該地域への渡航・滞在にあたっては、危険を避けるために特別な注意が必要であり、注意喚起の具体的な内容に従って行動することを勧めるもの。

（学 生）および（教職員）

外務省が発出する海外安全情報を十分に理解し、細心の注意を払って渡航・滞在するものとし、定期的に大学に連絡を入れることとする。

レベル 2 「不要不急の渡航は止めてください」

当該国および当該地域への渡航について、是非を含めた検討を行う必要があり、不要不急の渡航は止めるよう勧めるもの。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとる必要がある。

（学 生）

渡航は延期（レベル 2 が解消されるまで）または中止とすることとする。

（教職員）

不要不急の渡航は取りやめ、渡航計画の見直しを行うこととする。研究や職務等の都合により、やむを得ず渡航が必要な場合は、現地の滞在機関や在外公館等と連絡を取り、安全を確保した上で渡航し、目的外の活動は行わないようにする。定期的に大学に連絡を入れることとする。

レベル3 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）」

当該国および当該地域への渡航は、どのような目的であっても延期するように勧めるもの。現地に滞在している邦人に対しては、退避の可能性や準備を促すことがある。

（学 生）および（教職員）

原則として渡航は取りやめとし、すでに滞在中の場合は滞在を中止することとする。ただし、政府機関や国際機関からの要請等によって専門家として渡航が必要であり、安全が確保されている場合については、学長と協議の上、渡航が認められる場合がある。

レベル4 「退避してください。渡航は止めてください（避難勧告）」

当該国および当該地域に滞在している全ての日本人に対し、滞在地から、安全な国・地域へ退避するよう勧告するもの。どのような目的であっても、渡航は中止する必要がある。

（学 生）および（教職員）

目的や理由を問わず、渡航は取りやめとし、すでに滞在中の場合には即時帰国することとする。

*レベル3、4の場合でも、留学生が母国等に帰国する場合は届を出した上で渡航を認めることとする。

*私事渡航についても、この方針に準じて渡航等の判断を行うこと。

*「新型コロナウイルス感染症流行下における海外留学渡航方針」は別に定める。